

議案第17号

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

老朽化が進んでいる大貫共同調理場、天羽共同調理場及び青堀小学校調理場を統合し、新たに富津市学校給食共同調理場を設置するため、条例の一部を改正するものである。

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例

第1条中「富津市学校給食調理場」を「富津市学校給食共同調理場」に、「「調理場」」を「「共同調理場」」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置            |
|--------------|---------------|
| 富津市学校給食共同調理場 | 富津市下飯野2509番地9 |

第3条中「調理場」を「共同調理場」に改める。

第4条中「調理場」を「共同調理場」に、「教育委員会規則で定める」を「富津市立」に改める。

第5条及び第6条中「調理場」を「共同調理場」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。